国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 10 月 2 日 (水) 10:00~11:00
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

三浦 章豪 経済産業省中小企業庁金融課長

瀧島 勇樹 経済産業省中小企業庁金融課総括課長補佐

<事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長

加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 農業への信用保証制度の適用
- 3 閉会

○藤原参事官 朝早くから、また、雨の中をありがとうございます。

「農業への信用保証制度の適用」ということで、今日は御議論をさせていただくという ことで、では、八田座長、よろしくお願いいたします。

- ○八田座長 本当に早朝からありがとうございます。時間のこともございますので、早速、 御説明をお願いしたいと思います。
- ○三浦課長 お手元に資料を配らせていただいております。

1ページおめくりいただくと、基本的には「商工業に付帯した農業」という言い方をしておりますけれども、要は、商工業と農業を同時に行うというケースについて、広く国家 戦略特区の中で、信用保証制度の対象とするという方向で関係省庁とも話をしております し、その方向で実現していきたいということで考えてございます。ただ、やはり農業単独 で実施するというケースについては、対象外ということで考えていきたい。こちらについ ては、農業の信用保証を使うのが筋だろうということで考えております。

北海道、秋田県では、自治体独自制度があるということで、自治体が応分の負担を行う ということが前提ではないかと。手段については、検討中ということでございますけれど も、今まできちんと制度の説明のほうをしておりませんでしたので、今日、機会を頂きま したので、ちょっと説明をさせていただければと思います。

2ページ目を御覧いただくと、まず、公的金融機関の利用状況ということで、中小企業 金融の世界は、直接政府系の金融機関が融資を行うという仕組みと、民間金融機関が融資 を行うときに信用保証協会が保証するという二つの制度がございます。

どれぐらいの事業者が利用しているかということでございますが、中小企業全体で 420 万社という数の中で、直接融資を行う制度、日本政策金融公庫及び商工中金でございますが、こちらが大体 100 万強、信用保証制度を利用している事業者の数が 150 万と、こういう制度になっております。

1ページおめくりいただいて、信用保証の制度の仕組みでございます。すみません、順 番が逆で、4ページを先に御覧いただきたいのですけれども、4ページを御覧いただくと、 金額ベースでどういうことになっているかということを経年で追ったものでございます。 1997 年に、中小企業向けの貸付残、こちら、メガバンクから、信金、信組まで全て入って おりますけれども、327兆5,000億円というのがトータルの貸付けの残高でございました。 これは末残ベースです。青い所が政策金融機関、政府系金融機関の貸付残高で、その当時 で言うと、28 兆円でした。オレンジ色の部分が民間金融機関の貸付残高で、うち、一番下 の赤い枠囲いが信用保証のカバレッジでございます。当時で30兆円あったということでご ざいます。一番最近の数字を見ていただきますと、右端の棒グラフでございますけれども、 全体で 236 兆円、中小企業向けの貸出残高があって、うち、22.4 兆円が政府系金融機関、 大体 10%でございます。民間金融機関が 213.4 兆円ございまして、そのうち 32.1 兆円が 信用保証でカバーをされているということで、政府系金融機関による貸付け、信用保証協 会による保証を合わせると、4分の1弱が政府系で賄われているというマーケットになっ ております。全体として中小企業向けの貸付けはずっと減ってきておるのですけれども、 この中で、特にリーマンショックでありますとか、東日本の震災でありますとか、そうい うところを経まして、政府系の貸付けの占めるシェアが少し大きくなってきた。足元、ち ょっとそれが落ち着いてきているという状況になっております。

3ページにお戻りいただいて、信用補完制度における中小企業の支援体制ということで、制度の仕組みを簡単な図にしております。制度としては、中小企業・小規模事業者が民間金融機関から融資を受けるときに、各県及び5市ございますけれども、信用保証協会が保証契約を締結すると、民間が貸したお金が貸し倒れたときに、制度によって違うのですけれども、そのうちの8割ないし 100%を代位弁済という形で補塡をするという仕組みにな

っております。

したがって、例えば、80%保証の制度であれば、民間金融機関が中小企業に1億円貸すというときに、うち8,000万をカバーするという保証契約を結びまして、1億円が焦げ付いたときに8,000万円を信用保証協会が支払うという仕組みでございます。

その保証協会が保証するという制度の裏で、日本政策金融公庫が保険を掛けております。こちらも制度によって違うのですけれども、概ね8割ぐらいの保険というのがベースになっておりまして、信用保証協会が、先ほどの例で言うと、1億円貸付けて、貸し倒れて8,000万円信用保証協会が払うということが起こったときに、その8,000万円のうち、さらに8割の6,400万円を保険でカバーするという仕組みになっております。それぞれに見合う保証料を頂き、保険料を頂き、代位弁済、貸し倒れた後、保証金を支払った後、回収があれば、その回収から、それぞれの負担割合に応じて信用保証協会と日本政策金融公庫がシェアをするということになっておりまして、信用保証協会及び日本政策金融公庫双方に対して、何らかの形で国から予算措置を講じているという仕組みになっております。

2ページおめくりいただいて、5ページでございます。これらの制度を回すのに国費がどのぐらい投入されているかというものを経年で追ったものでございます。御覧いただくと分かるように、相当多額の国費を投入しているということでございまして、年によって違いますけれども、1,000 億円から約3兆円ということで、例えば、最近で言いますと、平成23年度、東日本の震災等々ございまして、保証だけで1兆2,000億円のお金を投入していると。リーマンショック後の平成21年度には、保証だけで2兆2,000億円のお金を投入していると。これだけ多額の税金を投入して運営している制度だということでございます。

これらの制度について、農業の話と直接関わりませんけれども、我々としての大きな問題意識というものが二つございまして、一つは、これだけの予算で支えるという制度が持続可能なのかという問題が一つ。

もう一つは、金融機関の貸付けを80%または100%という高い比率でカバーするという制度になっておりまして、特にカバレッジが高いということに伴う問題があるのではないかというのが6ページでございます。こちらは、中小企業政策審議会の企業力強化部会といううちの審議会でございますけれども、そちらで出されている報告からの抜粋でございます。信用補完制度について、中小企業の資金調達の円滑化に寄与してきたというところでございますけれども、金融機関の対応について問題を生じさせる可能性があるのではないかという指摘がなされているということでございます。抜粋でございますけれども、下線の部分を御覧いただくと、信用補完で資金調達が円滑化されているという一方で、こうした信用補完のために、金融機関による企業の経営状況の把握、経営支援と一体となった金融の仕組みの構築といったものが十分に進んでこなかったという面もあるということで御報告をいただいております。こちらはどういう意味かと申しますと、リスクが100%補完されるという制度になりますと、金融機関はリスクフリーでございますので、貸付けを

行って、万が一貸し倒れた場合にも、100%信用保証協会に請求すると、利息も含めて支払いがなされるということだと、例えば、定期的に企業をモニタリングして、状況が変化していないか。仮に少し怪しい兆候が出てきたときに、きちんと適切なアドバイスをするということを通じて企業を立て直していくという御努力をいただくことに対して、十分なインセンティブが沸かないという恐れがあるのではないかという趣旨でございます。

指摘事項として、本文には入っておりませんけれども、融資を決定する段階、融資の審査の段階でも、100%保証によって金融機関の融資審査が甘くなっているのではないかというような御指摘もいただいております。

ちなみに、保証割合 80%ないし 100%というふうに申し上げましたけれども、制度としての原則は 80%になっております。元々は、これは全て 100%保証という制度だったのですが、2007 年に制度の見直しを行いまして、やはり今、申し上げたような問題があるということで、金融機関にも 2 割ぐらいはリスクを取っていただかないといけないのではないかということで、そういう仕組みを入れたということでございますけれども、実態としては、2007 年に 80%保証の制度を入れた後、リーマンショックが起こりまして、不透明感が高まる中で、中小企業の金融を下支えするために、大胆な財政出動を伴う制度が必要だということで、100%保証の緊急保証という制度を事業規模ベースで 30 兆円というオーダーで実施いたしました。結果として、相当程度、フローベースで見ると多分 7 割ぐらいが100%保証という時期が続き、足元、少し景況感が良くなっていることもあって、100%保証は減ってきているのですが、それでもストックで見ると、まだ半分以上だと思います。半分が100%保証という状況が続いてきているということになっております。

そうした中で、農業という新しい分野をやるためにどうしていくかということを、今、 財政当局を含め議論をしているところでございますけれども、我々、やり方が二つあると 思っております。

一つが、7ページ目をお開けいただくと、まず、こちらは北海道が現実に今、実施している制度でございます。まず、前提として、現在、先ほどの図で申し上げると、日本政策金融公庫が掛ける保険の対象には農業が入っておりません。したがって、農業について信用補完制度の一部である保険を利用するということはできないと。他方、保証協会の業務という意味では、農業をやってはいけないということにはなっておりませんので、各信用保証協会が独自の判断で、農業を保証対象にするということはできるというのが今の制度の建付けでございます。したがって、北海道、これ以外にも秋田県とかいくつかの県がございますけれども、独自の判断で農業に対する保証を実施しているという保証協会がございます。一例として北海道のものをお持ちしましたけれども、こちらは農業だけではなくて、NPOとかそういうことも含めての制度になっておりますが、融資対象者の(3)を御覧いただくと、農業分野へ進出する中小企業者等ということで、中小企業が農業進出をする場合も、この制度は対象としているということでございます。1年以上、同一地区内で事業を行っているとか、税を完納しているとか、財務諸表の作成でありますとか、許認可

が必要な場合には認可を取っているといったような要件が別途付いております。

事業資金について、融資金額 8,000 万円以内ということで融資を行い、10 年以内、据え置き 1 年で、金利については金融機関が決めるということで実施をしておりまして、保証割合が融資金額のうち、この制度は 50%ということでやっていると聞いております。他の県では、農業についても 80%でやっているケースもございます。保証料率が年間 1.08%、有担の場合は 0.98%ということで実施をしているという制度がまずございます。こちらについては、損失が発生した場合には、北海道がそれを負担するということで実施をしている制度でございます。

もう一つのやり方というのが、8ページ目にございます信用保険制度の対象ということで、先ほど申し上げたとおり、今、業種で切りまして、信用保険制度の対象者を決めておりまして、今、農業は入っておりませんので、製造業については、資本金3億円、従業員300人、卸しについては1億円、100人、小売・飲食については、右にある数字のとおりでございます。こういったところを対象としてやっておりまして、政令で業種を決めるということになっている関係で、信用保険法の施行令第1条第1項で、農業、林業、漁業、金融・保険業という業を丸ごと対象としないということで、除外をしているという形になっております。もう一つのやり方と申し上げたのは、ここの部分の農業というところをいじって、保険制度の対象とするというやり方がございます。

我々、ちょっとまだ議論をして、最終的に結論は出ておりません。とにかくやろうということについては、その方向で考えるということについては意思決定をし、関係省庁とも前向きに調整をしておりますけれども、少し悩ましいのが、例えば、保険制度で対象とするということにしたときに、何件ぐらい出てくるかにもよるのですが、それなりの件数を一生懸命出そうということで、例えば 100 件、200 件、さらに 1,000 件とか、それぐらいの件数を出そうというつもりでやると、やはりシステムを変えないと管理ができないという問題が発生します。システムを変えるには、数千万オーダーのお金がかかるという問題もございまして、逆に、そこまでコストをかけるのであれば、例えば、実験的に愛知県なら愛知県でやってみて、うまく回るようであれば、全国展開していくということであれば、例えば、予算で措置をして、保証協会に損失填補のような仕組みを入れて、いずれにせよ、保証協会サイドでは事務負担は当然発生するのですけれども、それを一回やっていただいて、損失の埋め方等々は、保険と同じような設計を含めて、色々な設計ができますので、予算で始めてみた上で、うまく回ると、ある程度リスクも分かってきたというような状況であれば、例えば、保険のほうに反映をして全国展開していくというような考え方も一案ではないかと。

いずれにせよ、最終的に一番大事なのは、保証協会、要するに、中小企業ないし農業を やろうとしている方が、農協ではない民間の金融機関からお金を借りるときに、きちんと 信用保証の制度を使えるということが一番大事だと思っておりまして、それを実現するた めに、一番コストのかからない合理的な方法は何かということで、事務的に検討させてい ただいていると、こういう状況でございます。

冒頭説明は以上でございます。

- ○八田座長 どうもありがとうございました。 それでは、どうしましょう。原委員、何かありますか。
- ○原委員 確認ですけれども、最後の政令の話は、この絵で言うと、下の公庫からお金が 出る部分が政令を変えないと出てこないということですね。
- ○三浦課長 そうです。出てこないということです。
- ○原委員 先ほど、予算措置で対応と言われていたのは、仮に愛知県でやるとした場合に、 県で全部出すということですか。
- ○三浦課長 そういう趣旨ではなくて、これもちょっと財政当局と議論しなければいけませんけれども、国から既に信用保証協会に損失補償を含めて予算措置を今、講じております。例えば、緊急保証などのケースですと、やはりどうしてもリスクが高いということで、8割は保険でカバーされているのですけれども、8割の残りの16%分を予算措置でカバーするということを従来やってきておりまして、そういった形で損失が発生したら、それに見合う形で予算措置で埋めていくと。そのために全国信用保証協会連合会というところに基金を作っておりまして、例えば、そこにお金を貯めておいて、実際に愛知県だけでは、別にそこに貯めずに、愛知県に直接渡してもいいのかもしれませんけれども、損失が発生した段階で、例えば、県と共同して一定割合を埋めるというような仕組みを作って、ディスバースしていくというようなのが一案だと思います。色々なやり方があると思いますけれども。
- ○原委員 中小企業信用保険法に基づくお金の出し方でなくても、別のお金の出し方がありますということですね。
- ○三浦課長 そういう趣旨です。
- ○原委員 逆に、中小企業信用保険法のほうで農業を対象にした場合にも、これは別に対象にしたからといって必ず全部出るわけではなくて、予算措置がなされたら出るということですね。
- ○三浦課長 そういうことになると思います。いずれにせよ、こちらは規制の緩和ではなくて、支援策の拡充になりますので、どうしてもそれに見合う財政措置は必要になってくるというのが基本的な考え方でございます。
- ○原委員 そうであるとすると、この保険制度ないし信用保証協会の行っている業務で農業も対象にするんですよということを明らかにするという上で、政令改正で農業を入れて おいて、予算措置については検討しましょうということはありですか。
- ○三浦課長 すみません、明らかにしましょうということの御趣旨が若干分からなかった のですけれども。
- ○原委員 制度的にこれは農業も対象にするんですと。
- ○三浦課長 いずれにせよ、予算措置、それはタイミングの議論ということですか。早め

に変えておいて、要するに、予算が付けば、そこで制度的に明らかになるわけですよね。 それではなくて、もっと早い段階、例えば、補正なら補正でトライしよう。いずれにせよ、 補正はあるでしょうから、補正なら補正でトライしようということで考えているのですけ れども、補正でそういう予算が付けば、多分制度的にきちんとやっていくということが明 らかになると。それと政令でやることの違いというのは、必ずしも、すみません、よく分 からないところではありますけれども。

- ○原委員 逆に、先ほど、政令でやることも含めて御検討されているとおっしゃっていた ときのは、タイミングとしてはどういうタイミングですか。
- ○三浦課長 いずれにせよ、補正が前提になると思っています。だから、タイミングとしては同時、変わらないと思います。予算措置だけでやる場合と、政令プラス予算措置でやる場合と、タイミングについては変わらないと思っています。
- ○原委員 その判断というのは何で決まるのですか。
- ○三浦課長 最終的に財政が付いてくるかということだと思います。
- ○原委員 ただ、政令を変えなくても財政措置はなされるわけですね。
- ○三浦課長 どっちでやるかという意味ですか。
- ○原委員 はい。
- ○三浦課長 そこは、すみません。どちらでやるほうが合理的かということを関係者を含めて合意に至っていないという意味でございまして、そこは調整をして、財政当局を含めて、ある程度合意が出来上がれば。ただ、予算で、今、補正でやると申し上げましたけれども、補正自体はやるんだという話、昨日で公式に一応オープンになったんですかね。なので、補正予算の議論の中で、財政当局と議論をし、最終的にセットできたやり方でやるというのが仕事の流れだと思っています。
- ○原委員 財政当局との協議の中で、本筋の公庫からの保険法に基づくお金の流れという のを出さずに、別途のお金の出し方にしましょうということが合理的であるとされるとし たら、それはどういう理由でそういうことができるのですか。
- ○三浦課長 例えば、追加コストで、先ほど申し上げたとおり、10件とかであれば、手計算で管理していてもいいのですけれども、何百件とか出てくるようであれば、日本政策金融公庫サイドで少しシステムを変えなければいけないと。すみません、システム自体が、私は詳しくないですけれども、レガシーなので、システムを変えると、大体 2,000万円とか3,000万円とか、そういうお金がかかってくると。そういったことを含めて、どちらでやるほうが合理的ですかという議論はあると思っています。
- ○原委員 それは公庫から出すとシステムを変えないといけないけれども、国から出せば 要らないということですか。
- ○三浦課長 協会サイドでは、いずれにせよ、システムをいじるのか、手計算で管理する のか、それは協会の問題ですけれども、協会サイドでの対応は必要になってくると思いま すが、協会から先、少なくとも我々、直接見ている日本政策金融公庫サイドでそれだけの

追加コストが出てくると。

逆に、信用協会、保証協会でも、これはまだ全然基本的にそんなに詳しい話はできていませんので、協会サイドでどちらがやりやすいかとか、そういうことも議論のスコープには入ってくると思います。

○八田座長 一つは、数によってはシステムを変えなくて済むかもしれないわけです。しかも、特区の中の話ですから、最初は数で制限するということもあり得ると思います。しかし、システムを変えるにしても、こんな重大なことで 2,000 万円、3,000 万円なら十分価値があるのではないかと思いますね。

何で重要であるかということをちょっとお話ししたいと思うのですが、先ほど、縷々お話しになったように、一種のモラルハザードを起こすから、補償率が高過ぎるのではないかという議論がある。それはよく分かります。そして、それを全般的にこれから減らしていかないといけないだろう。そのこともよく分かります。

ただし、農業は特殊な事情があって、金を貸すときに銀行は担保として土地を取れないんですよ。銀行は土地を取ったところで、農地法によって、あとは始末のしようがないわけです。本当に特殊なところで、だから、農地法が変わらない限りは、ここほど、信用保証の制度が必要なところは他にないんですね。色々な中小企業を見渡して、農業は信用保証の制度が一番必要なところだと思う。だから、是非ともお願いしたい。それで、そのことに関して、2,000万円、3,000万円は、別にどうということはない。農業という、中小企業が進出する最も重大な分野において、3,000万円がないから制度、政令を変えられないというのは、ちょっと私には不思議に思うんです。

それから、政令に関しても、元々の政令はそのままにしておいて、特区の法律の中で、何とか政令は特区では適用除外にする、そういった仕組みの、あるいはそれに類似した仕組みで、適用除外をきちんと特区の中でするというようなこともできるだろう。

まとめると、2段階あります。まず、システムを変えなくても、特例の措置だけは明記することで、できる範囲でとにかくやりましょうということがある。それから、できれば、お金も取って、それをバックアップしたらどうでしょうかと、そういうことなんですね。 ○三浦課長 そういう意味では、別に我々、検討の俎上に乗せると申し上げたとおり、政令でやるということを排除しているということではありませんというのが1点ですね。

縷々制度の問題点、説明申し上げましたけれども、こうした背景があるので、財政当局も含めて慎重な感じにならざるを得ないということを御理解いただきたかっただけで、別にこれがあるから農業についてやらないと言っているわけではありません。むしろやるということで検討しておりますので。

○八田座長 最初からそういうお立場であることは理解しています。

しかし、私どもも農業改革の観点からの意義をちょっと御説明してこなかったかなという気がするのです。しかも、中小企業信用保証のほうはクレジットレコードがきちんとしていますから、この企業がどういう今までの貸出しの経緯があるかというのが分かるわけ

ですが、農協のほうはそんなのはないわけですね。そこに今までレコードがきちんとしていたところが入っていっても、借りられないわけです。

だから、色々な意味で、非常に農業に関して重要な意義があると思うし、経済産業省の 非常に大きな政策として、これは強調される価値が十分あると思う。大きな政策どころじ やない。革新的な政策だと思うのですけれどもね。

○三浦課長 全くそこに異を唱えるものではなく、我々も政策的な必要性は理解をし、したがって、やろうということを申し上げていると。こういうことなのですが、すみません、若干認識が違うのかもしれないですけれども、我々的には、政令でやるか、予算でやるか、政令プラス予算でやるか、予算だけでやるかというのは非常にテクニカルな問題だと実は思っていまして、最終的に信用保証協会と民間金融機関と中小企業というか、事業者とのインターフェースの部分でしっかりとしたものが出来上がれば、バックオフィスの部分は、どういうやり方でやるのが一番合理的かという観点から、割とニュートラルに議論をしていると。こういう状況でございまして、そういう意味では、政令を変えないとできないものがあるのであれば、それは当然政令を変えたらいいと思います。

他方で、政令を変えても予算でやっても同じだなという結論に至れば、そこはより合理的な方法をやると。こういうことだと思います。2,000万円、大したことないと先生はおっしゃいましたけれども、そこは若干異を唱えさせていただくと、2,000万円をかけないと実現できないということであれば、それはコストをかけてやったらいいと思います。それ以上のリターンがあるということで。ただ、かけなくても同じことができるのであれば、我々的には、それはかけないでやったほうがいいよねという趣旨でございますので。

○八田座長 将来のことを考えたら、当然システムは変えなければいけないわけでしょう。 特区から次第に広げていくということがあるわけですから、それをこの機会にということ であるし。

それから、これは政策の重大な変更ですから、やはり政令の変更でもって、世の中に大きくアピールするということが必要だと思いますけれども。これは本当にある意味で日本の農業を変える大きな政策転換だと思うんですね。

○三浦課長 大きくアピールするという意味では、むしろ政府会議で変えられる政令よりも予算のほうが大きいのだと思いますけれども、全国展開という意味では、別に我々、そこを排除しているわけでもないですし、当然視野に入れるということですけれども、特区の説明として、今の段階で全国でやるという決断はできないのだけれども、特区でまずやってみましょうと。こういう理屈だと理解しておりまして、その理屈に従えば、特区で今やってみるんだけれども、当然全国展開をするので、今、予算をそこのシステム改修について措置してくださいということがすごく言いにくいということでございます。

○八田座長 2,000 万円、3,000 万円じゃないですか。それで日本の農業政策が変わるというのに。これが 100 億円、200 億円なら、ちょっと考えたほうがいいかなという気はするけれども、どうも話が細かいような感じがする。

- ○三浦課長 細かくてすみません。税金なものですから。何度も申し上げているように、 そこをかけないとできないということであれば、是非やりたいと思いますけれども、他の オプションも含めて、トータルで見て、どっちが合理的か、ここの部分でおかしなことに ならないようにということはきちんとやりたいと思いますけれども、こっちまで含めてや るかということについては、必ずしも論点を詰め切っていないものですから、財政当局を 含めてまだ調整が必要で、ここで元気いっぱい、政令を変えますと言える状況に私もない ものですから、そこは考えさせていただければと思います。
- ○八田座長 私としては、これは政令をきっちり変えてやっていただきたいと思います。 それから、もう一つですけれども、この対象ですけれども、ずっと前にお話しになった ときに、中小企業が農外から農業に転向していくときは、これは当然考えると。しかしな がら、新規の農業生産法人一般というのは。
- ○三浦課長 そこは入れる方向で。農業生産法人が、要するにレストランと農園とかを一緒にやるというケースでございますか。
- ○八田座長 あのときのお話では、一般的に農外から入っていくものに対してはやるけれども、新規の農業生産法人に対して、この保証を与えるかどうかというのはちょっと検討させてほしいというお話だったと思います。その後、そこのところはどうなっていますか。
- ○三浦課長 農業だけですか。農業生産法人が農業と商業を一緒にやる場合。
- ○八田座長 いやいや、あのときの議論は二つですよね。要するに、旧来の農家はダメだ と。
- ○三浦課長 そうです。
- ○八田座長 それから、旧来の農業生産法人も、一応今回はトライしないことにしよう。 だけども、新規の農業生産法人、新しく入っていこう、やろうというところについては御 検討を願うと。そういうことだと思います。
- ○三浦課長 分かりました。そこについては、引き続き、二つのケースがあると思っていて、農業生産法人が農と商工業を一緒にやる場合、これは対象にしたいということで検討しております。
- ○八田座長 これは旧来のものもですね。
- ○三浦課長 新しく入る人でも旧来の人でもですね。農業生産法人を新しく立ち上げて、 農業だけやるというケースについては、ちょっと難しいのではないかというのが結論でご ざいます。
- ○八田座長 これが、私としては当然そこも融資していただきたいけれども、少なくとも 農外の中小企業が新しく農業生産法人を立ち上げてやるとき、それはオーケーにしていた だきたいと思いますね。
- ○三浦課長 そこは、すみません、議論し切れていませんが、分かりますので、ちょっと そこは考えます。そこは前向きに検討したいと思います。要するに、一体として見れるか どうかということだと思いますので、これとこれを一体として見て、商業と農業を一緒に

やっているということで、説明できる範囲で対応するということは検討したいと思います。 〇八田座長 今まで商業だけやっていたら、別に農業生産法人はやっていなくてもよかっ たわけですが、土地を持ってちゃんとやろうと思ったら、農業生産法人にならざるを得な いわけですね。

- ○三浦課長 イメージとして、例えば、中小企業、土建屋でも何でもいいですけれども、中小企業がいて、農業を真剣にやりたいということで、例えば、農家に 50%強出資をしてもらって、自分のところも半分弱出資をして、新規の農業生産法人を立ち上げて、それで、自社の技術を生かして農業をやる。こういうケースですね。
- ○八田座長 そのとおりです。
- ○三浦課長 分かりました。それは筋としてはよく分かりますので、考えます。
- ○八田座長 そうしたらば、結局は政令を変えるかどうかということなのですが、私ども としては、そこは難しいというお話を伺って、何でだろうなと思っていたら、今日のお話 で、システムなんだと。
- ○三浦課長 システムだけかという問題もあるので。すみません。
- ○八田座長 そうしたら、そこは是非、別にこれが全国展開にするためだなんて言われる必要もないと思うんです。やはり特区でやろうと思ったら、2,000万円、3,000万円かかるけれども、それはやりましょうということでもいいし、ひょっとしたら買わなくて済むかもしれないですね。だけれども、金額的に制限を置いてしまうということも最初はあってもいいかもしれません。システムのこと、本当にしょうがないならば。
- ○原委員 繰り返しですけれども、分からないのは、公庫から出すとシステムの費用がか かるけれども、国から出せば要らないというのがよく分からないです。
- ○三浦課長 信用保証協会サイドではいずれにせよかかるのだと思います。
- ○原委員 いずれにしてもかかるの。
- ○三浦課長 これはいずれにせよ信用保証協会ではかかる。プラス公庫でかかるということを申し上げています。
- ○原委員 それは、公庫を通さないと、別のところでかからないのですか。
- ○三浦課長 それは国から予算直入になりますので。
- ○原委員 それは国でかかるの。
- ○三浦課長 そこは別にシステムの問題ではなくて、保証協会でいくら要るというのを計算して出してきてくれれば、それで出しますよということなので。
- ○八田座長 エクセルでやるというのですよね。
- ○三浦課長 ええ。
- ○原委員 じゃ、公庫でエクセルでやられたら。
- ○三浦課長 公庫は、全体のシステムの中で当然のことながら、年間 150 万件を処理する 中で、もちろん手計算で最後に足し込めばいいじゃないかということですけれども。
- ○原委員 分かりました。何かそこは色々と実務的に調整しないといけない問題があり、

財政当局との調整もあって、信用保証協会とも多分御調整をしないといけないのでしょう ということだから、今ここで政令をやりますとは言えないということだとは思うのですけ れども、ただ、こちらとしては、正面から制度として農業を扱うということで、是非政令 でお願いをしたいということですね。

- ○瀧島課長補佐 今まで財政当局と議論している中で、そこは相当無理だと思うのですね。
- ○八田座長 財政当局にこの意義を是非。
- ○三浦課長 意義を説明するとどういうことになるかと言うと、当然のことながら分かったと。要するに、ここができればいい。当然いいというのは、民間金融機関と中小企業と保証協会の関係なので、ここができる以上に、どういう意義があるんだという、その意義になってしまうんですね。
- ○八田座長 要するに、土地担保が取れないという。
- ○瀧島課長補佐 そこは全く異論ないです。
- ○三浦課長 そこは多分理解されると思います。僕らもそこでノーと言うのだったら、きちんと説得をしますし。ただ、フロントの最後、世の中に出ている部分ではない、バックオフィスの部分をどう処理するかというやり方について、どっちが政策的に意義が高いかと言うかと、そこは別に同値なんじゃないのという。したがって、あとは合理的に考えて、合理的にできる方法を考えればいいじゃないですか、こういう議論になってしまうということ。

今、典型的な話としてシステムの話を申し上げましたけれども、すみません、我々も全ての論点を詰め切っているわけでもないですし、申し上げたとおり、保証協会とまだ調整し切れていませんので、県とも調整し切れていませんので、そこをやった上で、どちらのやり方でやるのが合理的かというところは、現状では留保せざるを得ないということでございます。

- ○八田座長 手計算で何件ぐらいまでならできるかということも調べておく必要はありますよね。
- ○三浦課長 分かりました。いずれにせよ、申し上げたとおり、多分そちらの御主張も含めて、政令でやるケース、予算でやるケース、利害得失あると思いますので、そこはきちんと整理をしていきたいと思います。その上で議論させていただければと思います。よろしくお願いします。
- ○八田座長 是非御検討を。申し上げましたように、大変期待しておりますので、どうぞ よろしくお願いいたします。
- ○藤原参事官 事務的に申し上げると、これはおそらく来週半ばぐらいで全体決着なものですから、できれば今週ぐらいに、申し訳ないですけれども、そのあたりの感じをお願いします。
- ○三浦課長 分かりました。
- ○藤原参事官 それで、すみません、端的に申し上げて、最後、先生からおっしゃってい

ただいたようなニーズ、要するに、建設業のケースをおっしゃいましたけれども、農業生産法人を作って、こういったケースが6次産業化という意味でだいぶ出てきている中で、これは政令を改正しなくてもできるのでしょうか。

- ○三浦課長 先ほど申し上げたようなケースはできます。要するに、業の問題なので。
- ○藤原参事官 それは政令改正しなくても、ああいったものも拾える可能性はあるという ことなんですか。
- ○三浦課長 政令を改正しなくてもというか、それは予算で措置すればできますし、政令 を変えるケースも同じです。
- ○藤原参事官 政令の改正をしなくてもそれは拾えるという整理なんですか。
- ○三浦課長 そうです。むしろ、そこはできます。
- ○藤原参事官 例えば、仮に、最終的にそういうものをきちんとアピールしていただくようなことも含めて、ちょっと議論をしないといけないと思います。具体的なそういうケースとかも、最もニーズがあるようなところがそういうところだと思いますので。
- ○三浦課長 その最後のケースは、まだ財政当局とやろうということで握れていませんの で、そこは前向きに調整します。
- ○藤原参事官 加えて政令の議論もあります。
- ○三浦課長 分かりました。そこは利害得失を整理します。
- ○八田座長 それでは、是非よろしくお願いいたします。